

公 示

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第18条第1項ただし書の「5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であつて、地方運輸局長が、当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるもの」について、下記のとおり定めたので公示する。

平成25年4月15日

中部運輸局長 甲斐 正彰

記

1. 専ら靈きゅう自動車の運行を管理する営業所
2. 専ら一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第2条第2項の一般廃棄物をいう。）の収集運搬のために使用される自動車の運行を管理する営業所
3. 一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域に存する営業所
4. 専ら貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。平成2年12月1日施行）附則第8条の規定に基づき、同法第59条第1項の規定により、急便輸送（「他人の委託を受けて物品の購入又は金銭債権の取り立て等を行うことにより、報酬を受領することを業として行ういわゆる急便業者が、自動車を使用して当該委託に係る物品を運送する場合」をいう。）に係る貨物に限る旨の条件等を付せられた一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされたいわゆる急便業者の行う輸送に係る自動車の運行を管理する営業所

附 則

この取扱いは、平成25年5月1日から適用する。